JA共済



退職金 相続 など まとまった資金を 有効活用しませんか？



人生100年時代といわれるいま。「やりたいこと」「考えておくべきこと」もさまざま。
お金の活用方法にも多用な選択肢があります。

これからの人生をより豊かに楽しみたい

余暇活動の年間平均費用
（一人あたり）



公益財団法人 日本生産性本部
「レジャー白書2025」をもとにJA共済連作成

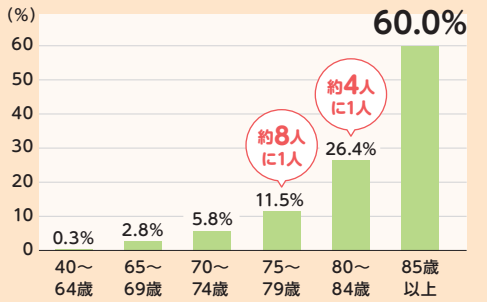
ためる

要介護状態も他人事ではないかも…

年代別人口に占める要支援・要介護認定者の割合

85歳以上の方の約6割が要支援・要介護状態に認定されています

約2人に1人



厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和7年4月審査分）」／
総務省「人口推計（2025年4月1日現在）」をもとにJA共済連作成

そなえる

やがてくる最期のときへの準備もしたい



のこす

JA共済では、**3つの選択肢**で安心をサポートします。

- 一時払養老生命共済
- 一時払介護共済
- 一時払終身共済（平28.10）

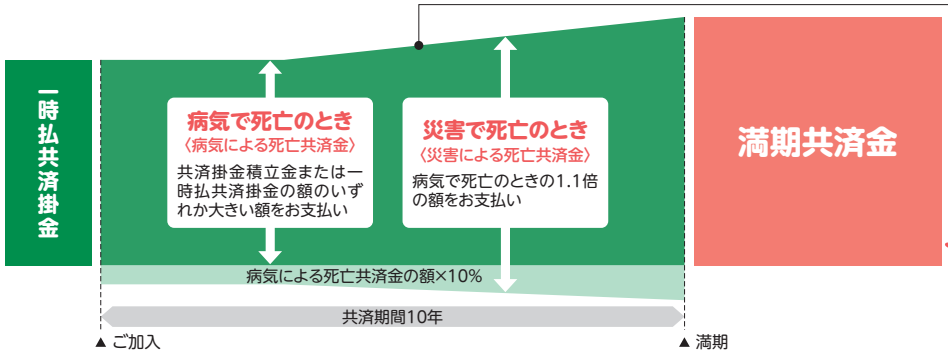
JAの3つの仕組みをご紹介



共通ポイント

- ☑ まとまった資金を使って、共済掛金のお支払いを一度で完了できます。
- ☑ 3つの共済いずれも、死亡保障が組み込まれています。もしもの場合には相続税対策にもつながります。

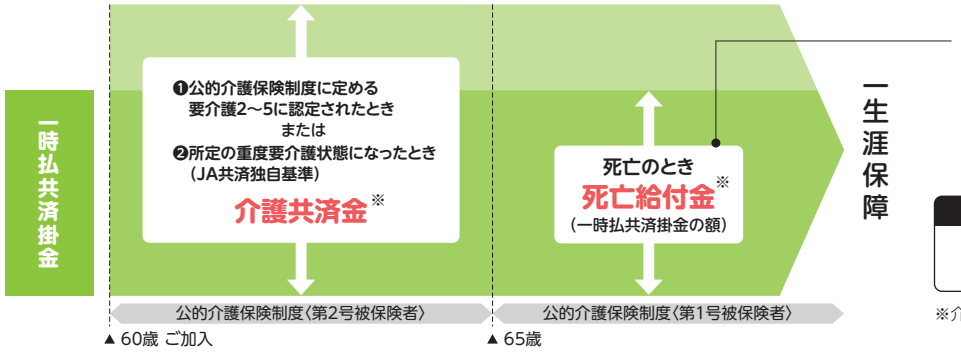
一時払養老生命共済　満期共済金の楽しみと死亡保障の組み合わせが魅力



「共済掛金積立金」は契約時に設定された予定利率に基づき、将来のお支払いのために積み立てられていきます。
なお、共済掛金の一部が共済事業上必要な経費にあてられ、残りが「共済掛金積立金」として積み立てられていきます。

満期共済金をお受取りになれます。

一時払介護共済　介護リスクへの高い保障性と一生涯続く死亡保障が魅力



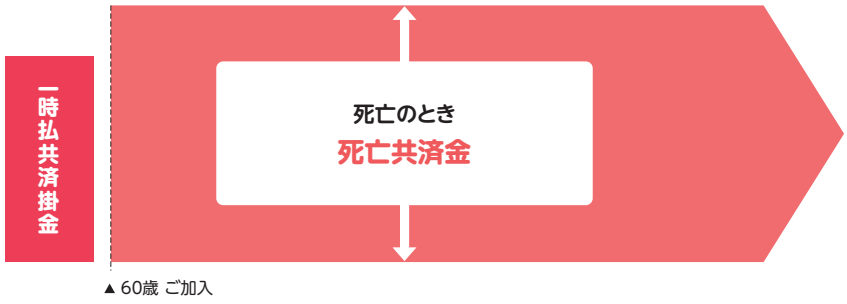
介護共済金のご請求前にお亡くなりになられた場合には、死亡給付金（一時払共済掛金の額）をお支払いいたします。

⚠ ご注意ください

被共済者が死亡された場合や介護共済金が支払われた場合は、ご契約は消滅します。

※介護共済金と死亡給付金は重複してお支払いいたしません。

一時払終身共済（平28.10）　一生涯続く手厚い死亡保障で相続対策に



節税対策（非課税枠の活用）

死亡共済金・死亡給付金には、相続税の非課税枠が設けられており、現金で財産をのこすより、相続税額を軽減する効果があります。

相続税法第12条 相続人が取得した死亡保険金（死亡共済金）の非課税枠

契約者（掛金負担者）＝被共済者で、死亡共済金受取人が相続人である場合、
<500万円×法定相続人の数>の非課税枠が利用できます。
例えば、法定相続人が4人の場合、非課税枠は、**500万円×4人=2,000万円**となります。

＊被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その共済掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。＊死亡共済金受取人が、相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。＊記載の税務の取扱いは、2026年1月末現在の法令等に基づくものです。今後取扱い変更される場合もあり、将来を保証するものではありません。

ご契約時の予定利率に応じた共済掛金の設定について

予定利率は、金利情勢に応じて毎月1日に設定され、月末まで同一となります。このため、ご契約される月によりお払込みいただく共済掛金が変動（増減）する場合がございます。なお、ご契約時の予定利率は、共済期間を通じて固定して適用されます。現在の共済掛金については、「掛金シミュレーション」にてご確認いただくか、お近くのJAにお問い合わせください。

※共済掛金建特約を付加した契約（一時払終身共済（平28.10）、一時払介護共済）または、共済掛金建ての契約（一時払養老生命共済）については、お払込みいただく共済掛金に応じて共済金額が定まるため、ご契約される月により共済掛金ではなく共済金額が変動（増減）します。

掛金シミュレーションページ
https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/simulator/

JAでは、まとまった資金を活用する上記共済だけでなく、ひと・いえ・くるまの総合保障を取り扱っております。お気軽にお問い合せください。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しい情報はホームページをご覧ください
JA共済ホームページアドレス
https://www.ja-kyosai.or.jp

お問い合わせは

26481020212